

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件三件 二二三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 二三四
- 計量器の定期検査を実施する件 二三四
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 二三五
- 道路の区域を変更する件 二三五

公 告

- 道路の供用を開始する件 二三五
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 二三五
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 二三六
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 二三六
- 福島県教育委員会
 - 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 二三六

告 示

福島県告示第三百六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年六月二十四日から同年十月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まっちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年六月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗の名称

- (変更前) 福島サティ
- (変更後) イオン福島店
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) 株式会社マイカル
代表取締役 松井 博史
大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三十号
イオンリテール株式会社
代表取締役 村井 正平
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

- 三 変更した年月日
平成二十三年三月一日
- 四 届出年月日
平成二十三年六月十四日
- 五 届出をした者
イオンリテール株式会社

(商業まっちづくり課)

福島県告示第三百七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年六月二十四日から同年十月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まっちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年六月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番地ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) ジャスコ西郷ショッピングセンター
(変更後) イオン西郷ショッピングセンター
- 三 変更した年月日
平成二十三年三月一日
- 四 届出年月日
平成二十三年六月十四日
- 五 届出をした者
イオンリテール株式会社

(商業まっちづくり課)

福島県告示第三百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年六月二十四日から同年十月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年六月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ福島大森店 福島県福島市大森字城ノ内二十七ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗の名称
（変更前） マックスバリュ福島大森店
（変更後） ザ・ビッグ福島大森店

三 変更した年月日

平成二十三年二月二十四日

四 届出年月日

平成二十三年六月十六日

五 届出をした者

マックスバリュ南東北株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年六月二十四日から同年七月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年六月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品白河店 トレンドプラザ トレンドビル 福島県白河市昭和町百八十八番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年六月二十四日から同年七月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課商工労政班に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年六月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ロックタウン塩川 福島県喜多方市塩川町小府根字曾谷田二十七番一ほか

二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
平成二十三年六月二十四日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

福島県知事 佐藤 雄 平

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
石川郡玉川村	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	七月二五日 午後一時二〇分から 午後三時三〇分まで	玉川村役場
同 郡平田村		七月二六日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	平田村中央公民館
同 郡古殿町		同 午後二時から 午後三時三〇分まで	古殿町公民館
同 郡浅川町		七月二七日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	浅川町中央公民館

同 郡石川町	同	午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	石川町商工会館
右に掲げる町 村	右の特定計量器で、右 の検査を受けなかった もの	七月二十八日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分ま で	同
		七月二十九日から八月二 六日まで（土曜日、日 曜日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで	福島県計量検定 所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
石川郡石川町、玉川村、平田村、浅川町、及び古殿町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月三日から二月二 二日まで（土曜日、日曜 日、一〇月一〇日、一一 月三日及び同月三日を 除く。）

（計量検定所）

福島県告示第三百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鮫川堰土地改良区から平成二十三年五月三十日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月十五日認可した。

平成二十三年六月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

（農村計画課）

福島県告示第三百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所まで平成二十三年六月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道増見 小田倉線	西白河郡西郷村大字小 田倉字原中一四六番地 先から	変更前 変更後	一五・〇 四二・〇	一八八・〇
	同 郡同 村大字小 田倉字大清水一五番三 地先まで		一五・〇 二六・〇	一八一・〇

（道路計画課）

福島県告示第三百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所まで平成二十三年六月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道増見小田倉線	西白河郡西郷村大字小田倉字原中一四六番 地先から	平成二十三年六月 二十四日
	同 郡同 村大字小田倉字大清水一五番 三地先まで	

（道路計画課）

福島県告示第三百十五号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年六月十三日次のとおり指定した。

平成二十三年六月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の教育職員の免許状に関する規則第二十号様式による教育職員免許状授与（交付）証明願は、改正後の教育職員の免許状に関する規則第二十号様式による教育職員免許状授与（交付）証明願とみなす。
- （学校経営支援課）

附 則

収 入 証 紙							与（交付）年月日
------------------	--	--	--	--	--	--	----------

に改める。

証明を必要とする理由